



体罰根絶に向けた総合的な対策

部活動指導等の在り方検討委員会報告書

平成25年9月12日

東京都教育委員会

スポーツを暴力で汚^{けが}してはならない

学校における体罰の根絶に向けて

部活動は、教育課程外の教育活動として定着してきた我が国固有の学校文化である。部活動はただ単に上手になるとか、試合の勝ち負けにこだわるだけでなく、努力する気持ち、克己心、思いやり、そして自主性や社会性を育てる。そして何よりも、心から話し合える友達、先輩・後輩の上下関係や顧問の先生との絆等、豊かな人間関係の基礎を培う上で、極めて重要な教育活動であり、今後も引き続き振興していくことが大切である。

平成24年末、大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部において、顧問教諭の体罰を背景として生徒が自殺するという痛ましい事件が発生した。この事件を契機に、これまでにない規模で全国的に調査が行われ、潜在化していた体罰等の実態が明らかとなってきた。また、多くの運動部活動における暴力的な指導が問題となり、柔道をはじめとしてスポーツ界における指導の在り方も問われることとなった。

東京都教育委員会は、平成25年1月17日付けで、体罰の根絶に向け、「適切な部活動指導の推進について」の通知を発出するとともに、都内公立中学校及び高等学校を対象に、「部活動指導における体罰の実態把握について」により、平成24年度中の運動部活動における体罰の実態調査を開始した。その後、1月23日には、文部科学省による全国調査が始まったことを受け、小学校を含めた都内全公立学校を対象に、全ての教育活動における体罰を調査することとなった。

その結果、平成25年5月23日、都内公立学校における体罰の実態把握について、最終報告を行うに至った。東京都では、平成19年度から平成23年度までの間、平均すると1年間に約30件の体罰に係る懲戒処分・措置が行われてきた。しかし、このたびの調査により、平成24年度には、146校で182件の体罰が明らかとなった。また、体罰に至らないまでも不適切な指導と判断されたものも335校で542件明らかとなった。

多くの学校では、児童・生徒を健全に育成していくために、適切に部活動が行われている。一部であっても、体罰を指導の手段とすることがあってはならない。そのためにも、体罰を指導の一環とする認識や暴力による厳しい指導も時として必要とする風潮を一掃していかなければならない。

しかし、既に明治12年(1879年)の教育令において、「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フ可ラス」と定められて以来130年以上経っても、体罰は後を絶たない状況である。教師となり授業を行うことを、「教鞭をとる」と言うが、我が国では永らく体罰を容認する風土や、多少の「愛の鞭」は必要といった意識が潜在的にあり、問題の根は極めて広く深い。

東京都教育委員会では、今回の事件を契機に、体罰の根絶に向けた総合的な対策を検討することとなった。平成25年2月に本委員会が設置されて以来、体罰が起こる原因や背景、そして体罰を根絶していくための対策を検討してきた。このたび、その検討結果を取りまとめたので、ここに報告する。

平成25年9月12日

目次

第1章 部活動の振興について

- 1 部活動の教育的意義と位置付け …… 1
- 2 スポーツの本来的意義 …… 2
- 3 求められるスポーツ指導者像 - Good Coach を求めて - …… 3
- 4 部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範 …… 4
- 5 中学校・高等学校の部活動からの体罰の一掃 …… 5

第2章 体罰について

- 1 文部科学省の見解 …… 7
- 2 過去の判例から …… 9
- 3 体罰の概念規定 …… 11
- 4 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導 …… 13
- 5 体罰関連行為のガイドライン …… 15

第3章 東京都の現状

- 1 体罰防止に向けたこれまでの取組 …… 19
- 2 平成24年度体罰実態把握調査の結果 …… 21
- 3 「体罰調査委員会」による課題の整理と今後の方向性 …… 23

第4章 体罰はなぜ繰り返されるのか

- 1 体罰発現のメカニズム …… 25
- 2 体罰が繰り返される構造 …… 26
 - (1) 教員自身の問題
 - (2) 児童・生徒自身の問題
 - (3) 学校文化や教員の意識
 - (4) 体罰を容認する社会風土
- 3 なぜ体罰を根絶しなければならないのか …… 28

第5章 体罰を根絶していくための総合的な対策

- 1 体罰防止に関する教員研修の徹底 ・・・32
 - (1) 全校で、全教員に対し、年度初めに体罰禁止を徹底
 - (2) 体罰防止校内研修の全校実施
 - (3) 教員の意識を改革する新たな研修の展開
 - (4) 校長等管理職のマネジメントの強化

- 2 体罰をチェックする機能の強化 ・・・37
 - (1) 体罰ガイドラインの策定と活用
 - (2) コンプライアンスと管理職の果たす役割
 - (3) 体罰調査の継続実施
 - (4) 子供の声が届く相談機能の充実

- 3 体罰を容認する風土を刷新するための取組 ・・・39
 - (1) 体罰根絶の考え方の周知徹底
 - (2) 保護者等への学校公開や授業参観の一層の推進
 - (3) 体罰事案報告システムの統一
 - (4) 処分量定の見直し

- 4 体罰のない部活動の推進 ・・・41
 - (1) 顧問教諭に対する指導者講習会の実施
 - (2) 部活動単位で、保護者等との意見交換会を開催
 - (3) Good Coach 賞の創設
 - (4) スポーツ医・科学的視点の積極的導入
 - (5) 学校管理運営規則に、顧問教諭の業務内容を明示
 - (6) 外部指導員との契約関係の明確化
 - (7) 外部指導員の資格要件
 - (8) 外部指導員や上級生への対応
 - (9) 顧問教諭の努力に応えるための条件整備

関係資料

- 特別講演の記録 ・・・47
- 関係通知 ・・・55
- 「部活動指導等の在り方検討委員会」設置要綱 ・・・76
- 「部活動指導等の在り方検討委員会」委員名簿 ・・・77
- 「部活動指導等の在り方検討委員会」検討経過 ・・・78
- 参考文献等・主な相談機関（都内） ・・・79

報告書の概要

本委員会は、平成 25 年 1 月に発覚した大阪市立桜宮高等学校バスケットボール部員の自殺を受けて設置されたものである。このため、当初は運動部活動における体罰のない指導の在り方を推進していくための対策を検討することを目的としていた。

しかし、体罰は部活動に限って発生しているわけではない。平成 25 年 5 月 23 日に、「都内公立学校における体罰の実態把握について」で報告されたとおり、都内公立学校における体罰等の実態が広範囲にわたり、恒常的に行われている例があることが明らかとなった。このため、全教育活動から体罰等を根絶していくことが急務の課題となった。

本委員会は、部活動指導の在り方を含めて学校から体罰等を根絶していくための対策について検討を行ったものである。その概要（特徴）は以下のとおりである。

部活動の方向性

生徒の意欲を高める部活動の推進

体罰について

- ① 体罰の概念規定を行い、ガイドラインを明確化した。
- ② 体罰が繰り返されてきた背景や構造を明らかにした。

最重要課題

教員の意識改革

総合対策の柱

- ① 体罰を根絶するため、教員研修を徹底する。
- ② 体罰をチェックする機能を強化する。
- ③ 体罰を容認する風土を刷新する。
- ④ 体罰のない部活動を推進する。